

湯沢町土砂災害ハザードマップ

R3.3.現在

<土砂災害防災情報地図>

— 三国地区 — (浅貝エリア)

凡例

災害への警戒

土砂災害
特別警戒区域

土砂災害警戒区域
(急傾斜地の崩壊)

土砂災害警戒区域
(土石流)

土砂のおおよその移動方向



災害への対応

指定避難所

指定避難場所

避難路

避難路

(警戒区域内を通る避難路)

三国地区(浅貝) 土砂災害時の”避難場所”一覧

名称	所在地
苗場スキー場 駐車場	湯沢町大字三国202

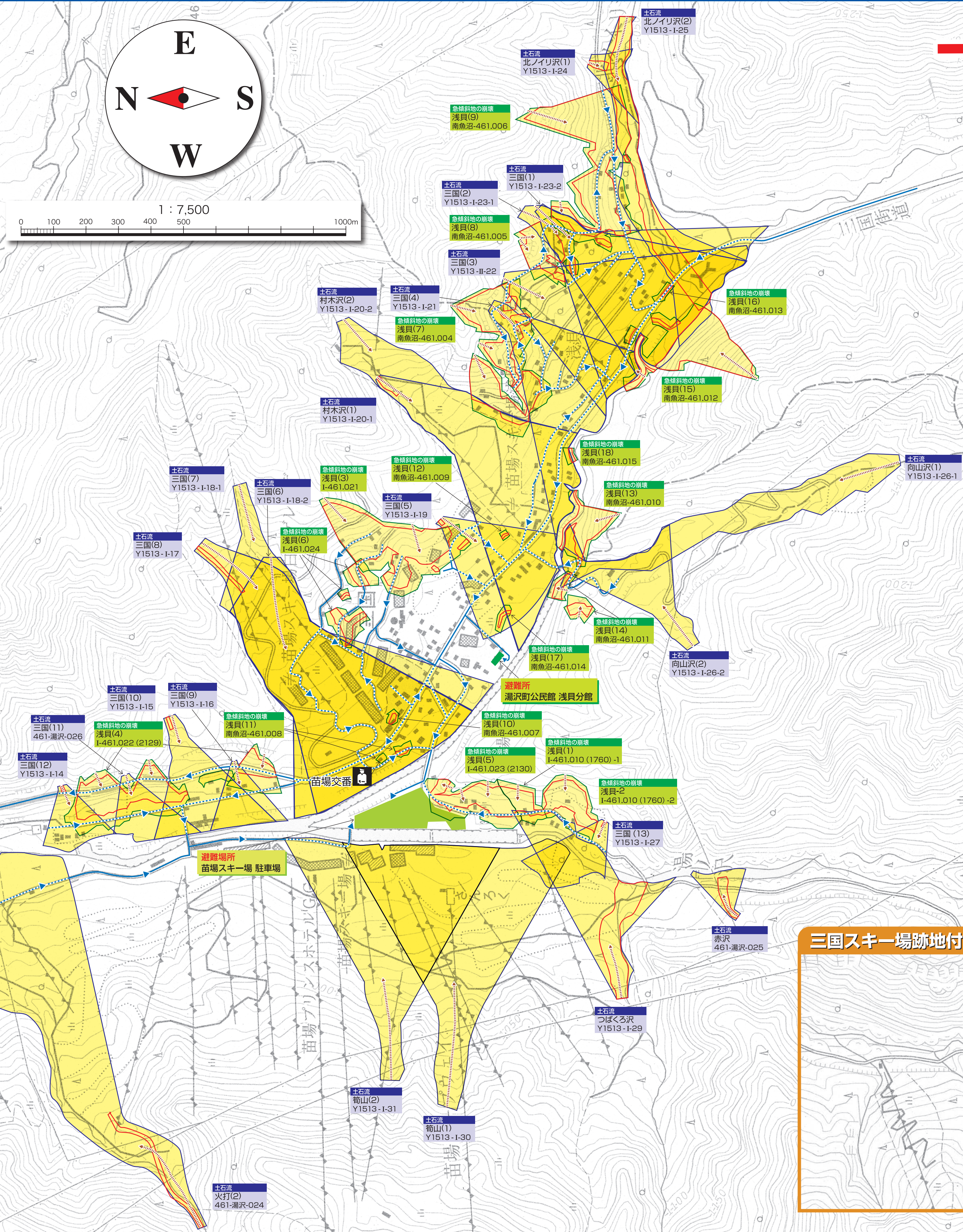
- 避難場所とは、災害等が発生した時、または災害等の発生の恐れがある時に、生命の安全を確保するため一時的に避難する場所です。
- マップに表示されている避難場所は、土砂災害時に使用可能な避難場所です。

三国地区(浅貝) 土砂災害時の”避難所”一覧

名称	所在地
湯沢町公民館 浅貝分館	湯沢町大字三国152-1
旧三国小学校	湯沢町大字三国483

- 避難所とは、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となる施設です。
- 避難所の開設は、施設の安全が確認されてからとなります。
- マップに表示されている避難所は、土砂災害時に使用可能な避難所です。

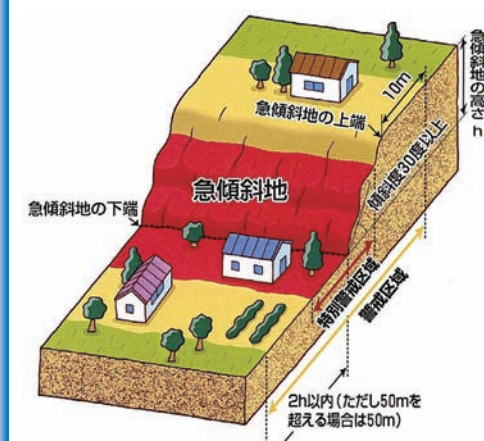
旧三国小学校付近の警戒区域等については、
二居エリアをご覧ください。



土砂災害の種類

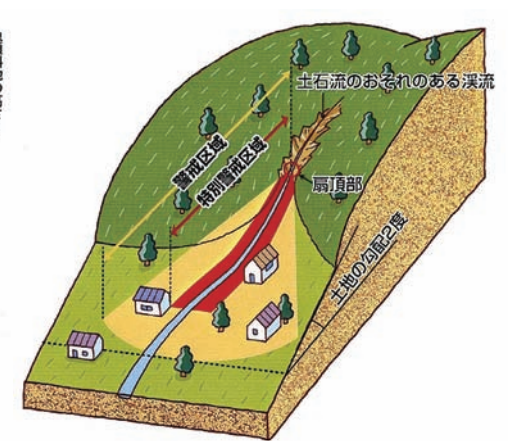
がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



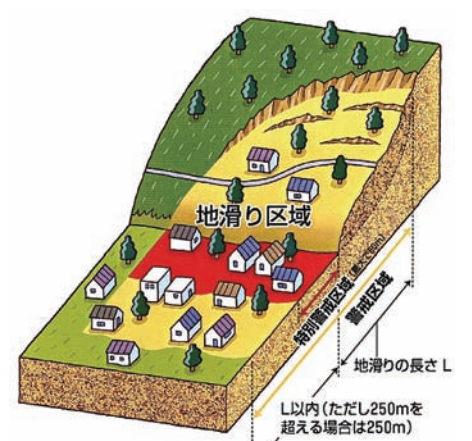
土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れる現象



地すべり

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン) ……(土砂災害防止法施行令 第二条)

○土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域です。土砂災害警戒区域の指定要件は、以下のとおりとなります。

急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

地すべり (三国地区指定なし)

- イ 地すべり区域 (地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)
- ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに対応する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン) ……(土砂災害防止法施行令 第三条)

○土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れのある区域です。土砂災害特別警戒区域の指定要件は、以下のとおりとなります。

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建物に作用する力の大きさが、通常の建物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

※ただし、地すべりについては、地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等により力が建物に作用した時から30分間が経過した時において建物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で60m範囲内の区域

三国スキー場跡地付近

